

## 建設工事等に関する予定価格公表時期の見直しについて

高山市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務について、令和3年10月1日以降の入札公告若しくは指名通知する案件より、原則予定価格の公表時期を入札前とします。

### ◆事前公表の目的

入札制度のより一層の透明性、客観性の確保及び、公正を害するような不適切な行為の防止に資することを目的とします。

### ◆事前公表の対象

#### ○競争入札に付す建設工事（予定価格が130万円を超える工事）

但し、総合評価落札方式による一般競争入札（条件付き一般競争入札「事後審査方式」含む）で発注する予定価格8千万円以上の工事（建築一式工事、電気工事、管工事、プラント電気設備工事、プラント機械設備工事は除く）は対象外とする。

#### ※建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、森林整備業務

#### ○競争入札に付す建設コンサルタント業務（予定価格が50万円を超える業務）

#### ※建設コンサルタント業務

測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務、工事監理業務

### ◆事前公表の方法

予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を、一般競争入札（条件付き一般競争入札「事後審査方式」含む）においては入札公告に、指名競争入札においては指名通知書に記載します。

### ◆入札の条件

- ・ 予定価格を超える金額の入札は無効とします。
- ・ 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し不調とします。